

平成 26 年度

財政援助団体等監査結果報告書

島田市監査委員





島 監 第 86 号

平成 27 年 2 月 10 日

島 田 市 長 染 谷 絹 代 様  
島 田 市 議 会 議 長 河 原 崎 聖 様

島 田 市 監 査 委 員 杉 本 護  
島 田 市 監 査 委 員 紅 林 貢

財政援助団体等の監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等の監査を実施し、その結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり提出します。



# 目 次

第1	監査の種類	1
第2	監査の対象	1
第3	監査の範囲	1
第4	監査の期間	1
第5	監査の方法	1
第6	監査の結果	1
1	指定管理者の概要	1
2	施設の概要	1
3	指定管理の概要	1
4	職員配置状況	2
5	指定管理料の状況	2
6	施設の管理運営状況	3
7	各施設の利用状況	4
8	経理の状況	4
9	所管課の指導等の状況	5
第7	監査所見	5

※ 文中及び表中において千円単位となっている箇所は、千円未満の数値を四捨五入したため、合計数と一致しない場合がある。



## 平成26年度 財政援助団体等監査

### 第1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定に基づく公の施設の指定管理者監査

### 第2 監査の対象

- (1) 指定管理者 ハラダ製茶株式会社
- (2) 所 管 課 産業観光部 農林課

### 第3 監査の範囲

平成25年度における公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行及び管理業務の状況

### 第4 監査の期間

平成26年10月21日から平成26年11月12日まで

### 第5 監査の方法

指定管理者が管理する施設について、平成25年度に市が支出した指定管理料を対象とし、公の施設の管理業務が市と締結した協定等に沿って適切に行われているか、その経理が適正に行われているかに主眼を置き、提出された監査資料、協定書、関係書類及び関係帳簿を審査し、また、指定管理者及び所管課の職員から施設の管理運営状況を聴取する方法で監査を実施した。

### 第6 監査の結果

#### 1 指定管理者の概要

- (1) 名 称 ハラダ製茶株式会社
- (2) 所 在 地 島田市岸町194
- (3) 設立経過 大正6年3月創業  
昭和23年12月法人改組  
平成10年3月本社並びに本社工場移転竣工
- (4) 役員構成 代表取締役1人、取締役1人、監査役1人

#### 2 施設の概要

指定管理者が管理する施設は、島田市お茶の郷である。

- (1) 名 称 島田市お茶の郷
- (2) 所 在 地 島田市金谷富士見町3053番地の2
- (3) 開設年月 平成9年4月
- (4) 主な設備 博物館、商業館、茶室等

#### 3 指定管理の概要

平成24年度に島田市お茶の郷の指定管理者について、公募により選定手続きがされていると

ころであり、島田市お茶の郷条例第5条各号に掲げる管理業務について、島田市お茶の郷条例第7条の規定に基づきハラダ製茶㈱が指定管理者に指定され、その指定期間は平成25年4月1日から平成30年3月31日までとなっている。

また、島田市お茶の郷条例施行規則第7条の規定に基づき、市長とハラダ製茶㈱とは島田市お茶の郷の管理運営に関する基本協定（以下「基本協定書」という。）を平成25年3月27日に、平成25年度の年度協定を平成25年4月1日に締結している。

基本協定書第3条に規定する管理業務の内容は、次のとおりである。

- ・茶の産業及び文化の振興に関する業務
- ・茶、地元産品等の販売及び飲食に関する業務
- ・お茶の郷の利用の許可に関する業務
- ・お茶の郷の施設及び設備の維持管理に関する業務

更に、基本協定書第26条において、指定期間における指定管理料の総額は300,000,000円とされ、年度ごとの指定管理料の額は年度協定で定めるものとする規定されている。指定管理料については、消費税率の改定により平成26年3月31日付けで309,714,286円に変更している。

#### 4 職員配置状況

平成25年度末現在の職員数は次のとおりである。

##### (1) 事務所

- ・館長 1人（正規職員）
- ・事務職員 6人（正規職員）
- ・学芸員 2人（正規職員）

##### (2) 博物館 11人（非正規職員）

##### (3) レストラン

- ・料理長 1人（正規職員）
- ・調理補佐 1人（正規職員）
- ・ホール 4人（非正規職員）
- ・厨房 6人（非正規職員）

##### (4) 売店 10人（非正規職員）

#### 5 指定管理料の状況

(1) 支出総額 60,000,000円

##### (2) 支出日

第1回	支出額	15,000,000円	支出日	平成25年8月23日
第2回	支出額	15,000,000円	支出日	平成25年11月5日
第3回	支出額	15,000,000円	支出日	平成26年2月3日
第4回	支出額	15,000,000円	支出日	平成26年5月13日



## 6 施設の管理運営状況

### (1) 事業計画及び事業報告

- ・基本協定書第20条に規定する年度毎の事業計画書は、市に提出されていた。
- ・基本協定書第22条第1項に規定する事業報告書は年度終了後30日以内に提出されており、お茶の郷の管理業務の実施状況、利用状況、入館料等収入及び管理経費の収支状況等が記載されていた。
- ・基本協定書第22条第4項に規定する月別事業報告書は、毎月終了後、15日以内に提出されており、事業実施状況、入館者状況及び施設の利用状況、収支状況、施設維持管理状況等について記載されていた。

### (2) 経理処理

入金については金融機関からの連絡により、出金については請求書の写しにより把握し、それぞれ表計算ソフトにより、おおむね適正に管理されていた。なお、実際の会計処理については、本社で行っている。

### (3) 文書管理

基本協定書第22条第6項に基づく文書管理簿は、作成されていなかった。

### (4) 再委託の状況

施設管理に伴う再委託の状況については、おおむね適正に行われていたが、一部の契約について、契約書がないなどの不備が見受けられた。

### (5) 要望等の対応

基本協定書第21条に基づき、施設内アンケートBOXやホームページ上のお客様の声等により広く利用者の意見等を聴取し、分析しているが、市へ報告されていなかった。

### (6) 施設・設備の修繕

- ・施設を維持するために必要な修繕については、基本協定書第12条に基づき、見積額1件につき300,000円を超えるもので協議が調ったものは市が実施し、1件につき300,000円以下のものは指定管理者が実施することとされている。
- ・指定管理者が施設の修繕を実施した場合の修繕状況について、仕様書第15に基づく報告がされていなかった。

### (7) 緊急時の対策

- ・消防計画に基づき防火管理者を選任し、防災訓練が実施されていた。
- ・防災設備の保守点検については、業者による点検及び自主点検が実施されていた。
- ・緊急時対策、防犯対策、防災対策及び環境対策について、基本協定書第13条に基づくマニュアルが作成されていなかった。

### (8) 現金等の管理

- ・レジスターの現金は毎日集計した後に金庫に入れ、更に施錠できる場所で保管されている。また、金融機関へは、週1、2回入金を実施されている。
- ・小口現金は金庫に入れ、更に施錠できる場所で保管されている。日付、金額、支払先等を記載した稟議書により支出している。

### (9) 企画展及び自主事業

- ・仕様書第6に規定されている企画展を年間4回実施していた。

- ・新茶まつり等のイベントや日本茶セミナー等の講座を実施し、積極的に事業展開している。

(10) 利用促進に係る取組

- ・営業提案専任者を配置し、国内外の旅行会社へ営業活動を行っている。
- ・ホームページでのアンケート回答者に対する入館料割引を行っている。
- ・売店では地元商材の販売を、レストランでは名物メニューの開発、個人客のスペースの確保などを行っている。

## 7 施設の利用状況

平成25年度のお茶の郷博物館及び茶室の開館日数は318日で、年間入館者数は41,976人であり、そのうち外国人入館者数は9,727人となっている。平成24年度の年間入館者数と比較すると1,005人の増加となっている。平成25年度は、日本人入館者は減少したものの、外国人入館者は2,155人増加した。

## 8 経理の状況

(1) 収支の概要

平成25年度の収支決算状況は次のとおりである。

島田市お茶の郷の収入は280,793千円であり、このうち指定管理料は60,000千円で収入に占める割合は21.4%となっている。そのほかの主な収入は商業棟売上収入187,679千円で、収入に占める割合は66.8%である。また、支出は288,696千円で、主な支出は売上原価122,072千円、人件費90,811千円となっており、支出に占める割合は73.7%である。

(2) 収支計算書

(単位：円)

科 目	予算額(A)	決算額(B)	(A) - (B)	備 考
収入の部	325,400,000	280,792,791	44,607,209	
指定管理料	60,000,000	60,000,000	0	
入館料	20,000,000	19,854,650	145,350	
施設利用料	400,000	413,850	△13,850	
自主事業収入	20,000,000	12,845,286	7,154,714	
商業棟売上収入	225,000,000	187,679,005	37,320,995	
支出の部	325,400,000	288,695,793	36,704,207	
人件費	96,000,000	90,811,309	5,188,691	
旅費	1,200,000	1,113,740	86,260	
消耗品費	11,500,000	6,298,168	5,201,832	
印刷製本費	2,200,000	1,243,641	956,359	
燃料費	2,700,000	5,546,619	△2,846,619	
水道光熱費	19,500,000	18,109,728	1,390,272	
修繕費	3,000,000	1,185,509	1,814,491	

通信運搬費	2,300,000	1,309,723	990,277	
手数料	10,100,000	8,675,633	1,424,367	送客手数料
広告料	2,000,000	648,450	1,351,550	
施設管理費	11,850,000	9,828,000	2,022,000	
緑地管理費	4,000,000	3,874,500	125,500	
防犯警備費	700,000	434,666	265,334	
負担金	900,000	973,472	△73,472	年会費、協賛金ほか
イベント自主事業	5,500,000	7,440,905	△1,940,905	
売上原価	139,000,000	122,071,952	16,928,048	
その他事務経費	12,950,000	9,129,778	3,820,222	クーポン、施設設備ほか
収支差額	0	△7,903,002	7,903,002	

## 9 所管課の指導等の状況

### (1) 履行確認

- ・毎月、指定管理者から提出される業務報告書により、事業実施状況、入館者状況及び施設の利用状況、収支状況、施設維持管理状況等について確認がされていた。
- ・事業年度終了後に指定管理者から提出される事業報告書により、お茶の郷の管理業務の実施状況、利用状況、入館料等収入及び管理経費の収支状況等について確認がされていた。
- ・毎月、指定管理者と運営連絡会議を開催し、管理運営業務の実施状況等について確認がされていた。

### (2) 指導等の状況

- ・四半期ごとに実地調査を行い、所管課作成のチェック表により評価が行われていた。
- ・指定管理者が行う事務処理において、基本協定書等に基づく書類が作成されていないものや文書による報告がされていないものが散見されたが、指定管理者への指導が行われていなかった。

## 第7 監査所見

当該監査は、地方自治法第199条第7項の規定に基づき、公の施設の指定管理者及び施設を所管する部署に対して行うものである。監査は、公の施設の管理運営に関し条例、規則及び市との協定等に基づき適切に実施されているかどうか、管理運営が施設の設置目的に沿って実施されているかどうかを主眼として実施したものである。

監査を実施した結果、所管課である農林課における指定管理者の指定、指定管理料の支出等の事務処理については、おおむね適正に処理されているものと認められた。また、指定管理者であるハラダ製茶(株)における施設の管理運営については、協定等に基づきおおむね適正に実施されているものと認められた。なお、指定管理者の事務処理の一部に不備が見受けられたことについては、「第6 監査の結果6 施設の管理運営状況」に記載したとおりであり、改善を求めるものである。

平成25年度の収支決算においては、商業棟の指定管理者変更に伴う準備の影響により利益を生むことはできなかったものの、営業提案専任者の配置や国内外の旅行会社へ営業活動等により前年度に比べ入館者数等を増加させたことは、評価に値するものである。今後も、来場者の満足度が向上するような企画展やイベント等を開催し、集客力の向上に向けた一層の努力を期待する。

平成25年度の収支状況については先に述べたとおりであるが、収支状況を明確に把握するため、報告書の内容を博物館棟、商業棟に区分した上で共通経費を案分し、その状況を分析することにより、さらなる経費節減と効率的な運営を図るよう要望する。所管課においても、収支状況の把握とともに指定管理料の検証を行うなど指定管理者が健全に施設の管理運営ができるよう支援することが必要である。お茶の郷は、平成10年の開館から16年経過した施設であり、経年劣化による施設の修繕が課題である。限られた予算の中で全てに対応することは難しい状況であるため、指定管理者が基本協定書の範囲内で修繕を実施する場合においても、所管課との協議により、安全面に配慮した計画的な施設整備に努められたい。

ふじのくに茶の都しずおか推進会議において、お茶の郷を静岡県が運営し、茶の都しずおかの中心拠点として活用するよう提言がされた。所管課においては、静岡県の動向を注視しつつ、当面は、市の基幹産業を普及させる重要な施設であるお茶の郷の指定管理者に対し、適切な指導をされることを要望する。

